

お知らせ（歯）
令和6年9月6日

「医療DX推進体制整備加算」及び「医療情報取得加算」の
マスター更新について

「医療情報取得加算及び医療DX推進体制整備加算の取扱いについて」（令和6年8月20日保医発0820第1号）において、令和6年10月1日適用の「医療DX推進体制整備加算」及び令和6年12月1日適用の「医療情報取得加算」について通知されましたので下記のとおりマスターを更新します。

記

- 「医療DX推進体制整備加算」に関する更新について
令和6年10月1日適用であることから、今回のマスター更新（マスターの変更と新設）により対応しました。詳細は別添を参照ください。
- 「医療情報取得加算」に関する更新予定について
令和6年12月1日適用であることから、令和6年11月8日（金）のマスター更新（変更と廃止）により対応します。

【医療情報取得加算に関するマスター更新予定の内容】

マスターの変更（変更区分:5）と廃止（変更区分:9）により対応予定

変更区分	診療行為コード	変更後(令和6年12月診療分以降)	変更前(令和6年11月診療分まで)
		基本名称	基本名称
9	301123470		医療情報取得加算1（初診）
5	301123570	医療情報取得加算（初診）	医療情報取得加算2（初診）
9	301124870		医療情報取得加算3（再診）
5	301124970	医療情報取得加算（再診）	医療情報取得加算4（再診）
9	302019410		医療情報取得加算1（医学管理等）
5	302019510	医療情報取得加算（初診）（医学管理等）	医療情報取得加算2（医学管理等）
9	302019610		医療情報取得加算3（医学管理等）
5	302019710	医療情報取得加算（再診）（医学管理等）	医療情報取得加算4（医学管理等）

別添

【令和6年度版】

歯科診療行為マスター登録内容の一部変更（令和6年9月6日現在）

【基本テーブル】

区分番号	診療行為コード	基本名称	変更区分	変更箇所	変更後	変更前	備考	
A000-00	301123670	医療D X推進体制整備加算 3（初診）	5	基本名称	医療D X推進体制整備加算 3（初診）	医療D X推進体制整備加算（初診）	【令和6年10月診療分から適用】 令和6年8月20日付け厚生労働省保医発0820第1号「医療情報取得加算及び医療D X推進体制整備加算の取扱いについて」に基づき変更	
				省略名称	医療D X推進体制整備加算 3（初診）	医療D X推進体制整備加算（初診）		〃
A000-00	301183470	医療D X推進体制整備加算 1（初診）	3		新 設		【令和6年10月診療分から適用】 令和6年8月20日付け厚生労働省保医発0820第1号「医療情報取得加算及び医療D X推進体制整備加算の取扱いについて」に基づき新設	
A000-00	301183570	医療D X推進体制整備加算 2（初診）	3		新 設		〃	
B004-01	302019810	医療D X推進体制整備加算 3（医学管理等）	5	基本名称	医療D X推進体制整備加算 3（医学管理等）	医療D X推進体制整備加算（医学管理等）	【令和6年10月診療分から適用】 令和6年8月20日付け厚生労働省保医発0820第1号「医療情報取得加算及び医療D X推進体制整備加算の取扱いについて」に基づき変更	
				省略名称	医療D X推進体制整備加算 3（医学管理等）	医療D X推進体制整備加算（医学管理等）		〃
				入外適用区分	2	0		〃
B004-01	302019910	医療D X推進体制整備加算 1（医学管理等）	3		新 設		【令和6年10月診療分から適用】 令和6年8月20日付け厚生労働省保医発0820第1号「医療情報取得加算及び医療D X推進体制整備加算の取扱いについて」に基づき新設	
B004-01	302020010	医療D X推進体制整備加算 2（医学管理等）	3		新 設		〃	

【令和6年度版】

歯科診療行為マスター登録内容の一部変更（令和6年9月6日現在）

【基本・注加算対応テーブル】

変更区分	グループ番号	基本・注加算対応テーブル加算項目				変更箇所	変更後	変更前	備考
		加算コード	診療行為コード	基本名称	加算識別				
5	C001	CA269	301123670	医療D X推進体制整備加算3（初診）	07	基本名称	医療D X推進体制整備加算3（初診）	医療D X推進体制整備加算（初診）	【令和6年10月診療分から適用】 令和6年8月20日付け厚生労働省保医発0820第1号「医療情報取得加算及び医療D X推進体制整備加算の取扱いについて」に基づき変更
3	C001	CA328	301183470	医療D X推進体制整備加算1（初診）	07		新 設		【令和6年10月診療分から適用】 令和6年8月20日付け厚生労働省保医発0820第1号「医療情報取得加算及び医療D X推進体制整備加算の取扱いについて」に基づき新設
3	C001	CA329	301183570	医療D X推進体制整備加算2（初診）	07		新 設		〃
5	C177	CA269	301123670	医療D X推進体制整備加算3（初診）	07	基本名称	医療D X推進体制整備加算3（初診）	医療D X推進体制整備加算（初診）	【令和6年10月診療分から適用】 令和6年8月20日付け厚生労働省保医発0820第1号「医療情報取得加算及び医療D X推進体制整備加算の取扱いについて」に基づき変更
3	C177	CA328	301183470	医療D X推進体制整備加算1（初診）	07		新 設		【令和6年10月診療分から適用】 令和6年8月20日付け厚生労働省保医発0820第1号「医療情報取得加算及び医療D X推進体制整備加算の取扱いについて」に基づき新設
3	C177	CA329	301183570	医療D X推進体制整備加算2（初診）	07		新 設		〃
5	C179	CA269	301123670	医療D X推進体制整備加算3（初診）	06	基本名称	医療D X推進体制整備加算3（初診）	医療D X推進体制整備加算（初診）	【令和6年10月診療分から適用】 令和6年8月20日付け厚生労働省保医発0820第1号「医療情報取得加算及び医療D X推進体制整備加算の取扱いについて」に基づき変更
3	C179	CA328	301183470	医療D X推進体制整備加算1（初診）	06		新 設		【令和6年10月診療分から適用】 令和6年8月20日付け厚生労働省保医発0820第1号「医療情報取得加算及び医療D X推進体制整備加算の取扱いについて」に基づき新設
3	C179	CA329	301183570	医療D X推進体制整備加算2（初診）	06		新 設		〃

【令和6年度版】

歯科診療行為マスター登録内容の一部変更（令和6年9月6日現在）

【算定回数限度テーブル】

変更区分	区分番号	診療行為コード	基本名称	算定単位	変更箇所	変更後	変更前	備考
5	A000-00	301123670	医療DX推進体制整備加算3（初診）	131	基本名称	医療DX推進体制整備加算3（初診）	医療DX推進体制整備加算（初診）	【令和6年10月診療分から適用】 令和6年8月20日付け厚生労働省保医発0820第1号「医療情報取得加算及び医療DX推進体制整備加算の取扱いについて」に基づき変更
					省略名称	医療DX推進体制整備加算3（初診）	医療DX推進体制整備加算（初診）	〃
					上限回数エラー処理	0	1	〃
3	A000-00	301183470	医療DX推進体制整備加算1（初診）	131		新設		【令和6年10月診療分から適用】 令和6年8月20日付け厚生労働省保医発0820第1号「医療情報取得加算及び医療DX推進体制整備加算の取扱いについて」に基づき新設
3	A000-00	301183570	医療DX推進体制整備加算2（初診）	131		新設		〃
5	B004-01	302019810	医療DX推進体制整備加算3（医学管理等）	131	基本名称	医療DX推進体制整備加算3（医学管理等）	医療DX推進体制整備加算（医学管理等）	【令和6年10月診療分から適用】 令和6年8月20日付け厚生労働省保医発0820第1号「医療情報取得加算及び医療DX推進体制整備加算の取扱いについて」に基づき変更
					省略名称	医療DX推進体制整備加算3（医学管理等）	医療DX推進体制整備加算（医学管理等）	〃
3	B004-01	302019910	医療DX推進体制整備加算1（医学管理等）	131		新設		【令和6年10月診療分から適用】 令和6年8月20日付け厚生労働省保医発0820第1号「医療情報取得加算及び医療DX推進体制整備加算の取扱いについて」に基づき新設
3	B004-01	302020010	医療DX推進体制整備加算2（医学管理等）	131		新設		〃